

CGG運動「県民一斉運動」(毎月第三土曜日)
「CGG運動」は、平成十五年北谷町の事件(集団暴行致死事件)等を受け、翌年、同連絡会が「県CGG運動実行委員会」を立ち上げ、

「おきなわ地域教育の日」(毎月第三土曜日)設定
平成二十一年うるま市で起きた集団暴行致死事件を受け、一年を通して「地域の子は地域で守り育てる」気運を図る仕組みをつくるため、平成二十二年四月に沖縄県社会教育関係団体等連絡会は、「おきなわ地域教育の日」(毎月第三土曜日)を設定しました。
実施日・内容等については、各市町村民会議及び教育委員会、各関係団体等と連携し、これまで取り組まれている「CGG運動」や伝統行事を「おきなわ地域教育の日」の中に組み入れ、地域の実情に応じた取り組みを行います。



清掃活動



子どもと大人がふれあう活動

今年で九年目を迎える県民一斉運動です。地域の子どもと大人がふれあう活動や清掃活動等を通して地域の教育力の向上を目指すことを目的に、「御万人すりて

地域の子は地域で守り育てよう!
「おきなわ地域教育の日」・「CGG運動」の活用
近年、沖縄県では、子どもが被害者・加害者となる事件事故があつたを絶たず、深刻な社会問題となっております。これは、「コミュニケーション不足や青少年と地域とのつながりが希薄になってきていること等がその要因とされています。県民全体で「地域の子は地域で守り育てる」気運を高めましょう!



「おきなわ地域教育の日」活動例
①これまでの活動を子どもたちとともに活性化させましょう
②大人と子どものふれあいの場をつくりましょう(CGG運動など)
③声かけ運動とともに、安全・安心な地域づくりを目指しましょう
④子どもたちが主役となるような心の居場所をつくりましょう
⑤子どもたちに基本的な生活習慣を身につけさせましょう

「おきなわ地域教育の日」の活用
市町村や各地域(自治会、社会教育関係団体、青少年育成関係団体等)で、子どもたちを見守る体制をつくり、活動例を参考に、子どもたちが仲間同士や地域の人とふれあい、様々な活動を行うことで、地域の中で子どもが育つ活動を進めます。また、親同士や親子でともに活動できる場を設けるなど、子どもたちの心の居場所づくりを心掛けて楽しく過ごせるようにしましょう。

「おきなわ地域教育の日」の活用
いクリーン・グリーン・グレイシヤス(CGG運動)を毎年十二月の第三土曜日(家庭の日)に、各市町村にて実施しています。昨年のCGG運動参加人数は、二十二万四千人を上回り毎年増加しています。(資料①)
※資料① 「CGG運動」参加者の推移
年度 参加者(延べ)
平成16年度 約42,000人
平成17年度 約58,000人
平成18年度 108,636人
平成19年度 138,116人
平成20年度 143,342人
平成21年度 154,888人
平成22年度 177,358人
平成23年度 224,536人

お問い合わせ 沖縄県社会教育関係団体等連絡会事務局 (沖縄県教育庁生涯学習振興課) TEL:098-866-2746 FAX:098-835-9547

墓地等の設置については、事前に許可をとりましょう!
○県内における墓地の現状と課題
墓地、埋葬等に関する法律(以下「墓地埋葬法」という。)では、墓地の経営については、永続的な管理と公益性、非営利性を確保することが強く求められています。そのことから、墓地埋葬法では、墓地の経営については、市町村、それにより難しい場合でも宗教法人等が経営することが原則とされています。

「墓地埋葬法」という。)では、墓地の経営については、永続的な管理と公益性、非営利性を確保することが強く求められています。そのことから、墓地埋葬法では、墓地の経営については、市町村、それにより難しい場合でも宗教法人等が経営することが原則とされています。
しかし、本県の墓地は、戦前から特有の形態があり、個人墓の設置が認められてきており、そのことから個人墓の散在化や法人墓の規模拡大が、公衆衛生の問題よりむしろ都市計画・土地利用の問題へと変化してきています。
現在、本県における公営墓地の設置状況は、十七市町村が整備しており、その他の市町村については、整備されていない状況にあり、新規の墓地需要に十分に対応できていない状況となっています。
また、個人墓は、家族の移住や承継者の喪失により無縁化する可能性もあり、無縁化した墓地が管理

皆様へのお願い
墓地の設置には、自分の土地であっても事前に県知事(移譲された市町村にあっては市町村長)の許可が必要です。墓地の散在化を防ぎ、土地利用や景観等に支障をきたさないよう県民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。



墓地等許可の権限委譲及び申請窓口
平成24年4月1日から整備法の施行により、すべての市に、さらに条例に基づき2町村(南風原町・渡嘉敷村)に権限移譲したため、合計32市町村に移譲されています。申請窓口は下表の通りです。

墓地等設置許可等の申請窓口
市町村 課名 連絡先 墓地等の設置許可等の申請窓口(備考)
那覇市 環境保全課 098-951-3229 ○
宜野湾市 環境対策課 098-893-4411 ○
石垣市 環境課 0980-82-1285 ○
浦添市 環境保全課 098-876-1234 ○
名護市 環境対策課 0980-52-0003 ○
糸満市 生活環境課 098-840-8124 ○
沖縄市 環境課 098-939-1212 ○
豊見城市 生活環境課 098-850-5520 ○
うるま市 環境課 098-973-5594 ○
宮古島市 環境保全課 0980-75-5339 ○
南城市 生活環境課 098-946-8981 ○
国頭村 福祉課 0980-41-2765 ○
大宜味村 建設環境課 0980-44-3280 ○
東村 建設環境課 0980-43-2205 ○
今帰仁村 福祉保健課 0980-56-4189 × (個人墓地は北部保健所、法人墓地は本庁)
本部町 保健予防課 0980-47-5602 × (個人墓地は北部保健所、法人墓地は本庁)
恩納村 村民課 098-966-1205 ○
宜野座村 村民生活課 098-968-8501 ○
金武町 住民生活課 098-968-2460 ○
伊江村 建設課 0980-49-3162 ○
読谷村 健康環境課 098-982-9214 ○
嘉手納町 町民課 098-956-1111 × (個人墓地は中部保健所、法人墓地は本庁)
北谷町 保健衛生課 098-982-7033 × (個人墓地は中部保健所、法人墓地は本庁)
北中城村 生活環境課 098-935-2233 × (個人墓地は中部保健所、法人墓地は本庁)
中城村 住民生活課 098-895-2131 ○

お問い合わせ 県生活衛生課 TEL:098-866-2055 FAX:098-866-2723